

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 8 号
件 名	生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	目崎良治
要 旨	<p>今、多くの職場で生活保護基準以下の低賃金や歯どめのない長時間労働がかつてなく広がっています。</p> <p>日本国憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第25条)を定め、働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)としています。</p> <p>ところが、新潟県の最低賃金額は1時間わずか657円('07年10月)です。これでは実働1日8時間、1カ月22日間働いても11万5,632円、そこから税金、社会保険料を引いたら10万円以下にしかありません。</p> <p>新潟市における生活保護基準は、単身18歳で15万7,087円であり、県最低賃金による収入月額、それを5万7,000円以上下回るものと試算されます。</p> <p>疾病、高齢などにより国が定めた「最低限度の生活」を維持することが困難な人たちの基準である「生活保護基準」よりも、現に働いている人たちが「生活保護基準以下」の生活を余儀なくされることは、社会的にも大きな問題です。そのため、さきの臨時国会では、地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、「生活保護の施策との整合性にも配慮する」と法律が改正されました。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年 2月20日 文教経済常任委員会
受 理	平成20年 1月29日 第1829号

また、昨年、県最低賃金は9円引き上げられたものの、今や新潟県の最低賃金額は関東、甲信越、北陸の各県と比較して最低となっています。このような格差を放置することは、新潟県の経済の活性化の点からも大きな問題です。

働けば、人たるに値する生活ができて当然であり、これを保障するのが最低賃金制度です。最低賃金を引き上げ、労働者、国民の生活改善で景気回復、地域経済の活性化を図ると同時に、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制化が今強く求められています。

以上の趣旨のもとに最低賃金制度に関する次の事項について、地方自治法第99条の規定により国に対して意見書を提出するよう請願いたします。

記

- 1 地方最低賃金の改定に当たっては、最低限、生活保護基準を下回らないものとする事。
- 1 国民生活の最低保障（憲法第25条）の基軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく、全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること。
- 1 現行の生活保護基準の引き下げを行わず、維持、改善を図ること。